

地域子ども・子育て支援事業（13事業）の説明

（子ども・子育て支援法 第59条）

① 利用者支援（新規）

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を行う。

③ 妊婦健診

妊産婦に対して健康診査を行う。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う。

⑤-2 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性向上にむけた研修や、ネットワーク関係機関の連携を強化するため、ケース記録や進行管理台帳の電子化等に対する支援を行う。

⑥ 子育て短期支援事業

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難になった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる

施設において養育・保護を行う。(原則として7日以内)

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる。(宿泊可)

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う方の、相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。

⑧ 一時預かり

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

⑨ 延長保育事業

保育所で11時間の開所時間を超えて保育を行う。

⑩ 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合に、病院や保育所などに付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う。

⑪ 放課後児童クラブ

共働きの家庭など、留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などの施設で放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全育成を図る。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

※⑫、⑬については、「幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討する。」として、現在のところ具体的な内容が示されていない。